高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和七年度秋田県大仙市原油価格高騰対策生活支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度秋田県大仙市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給に関する情報及び令和七年度秋田県大仙市物価高騰緊急支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度秋田県大仙市一般会計補正予算における、秋田県大仙市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

三　令和八年度東京都武蔵野市むさしの食と暮らし応援第二弾プリペイド式ギフトカード（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度東京都武蔵野市一般会計補正予算における、東京都武蔵野市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税関係情報を含む。）の管理に関する事務

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁・総務省告示第三十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づき、利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和八年九月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　藤井比早之

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事務	情報
一　令和八年度北海道紋別市冬の生活支援臨時給付金（原油価格高騰等対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する事務	令和八年度北海道紋別市冬の生活支援臨時給付金（原油価格高騰等対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報
二　令和八年度秋田県大仙市原油価格高騰等対策生活支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度秋田県大仙市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給に関する事務	令和八年度秋田県大仙市原油価格高騰等対策生活支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度秋田県大仙市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給に関する情報
三　令和八年度東京都武蔵野市むさしの食と暮らし応援第二弾プリペイド式ギフトカード（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度東京都武蔵野市一般会計補正予算における、東京都武蔵野市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税関係情報を含む。）の管理に関する事務	令和八年度東京都武蔵野市むさしの食と暮らし応援第二弾プリペイド式ギフトカードの支給に関する情報

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省告示第三百五十八号

令和七年国勢調査の結果による令和七年十月一日現在の全国並びに都道府県別及び市区町村別の確定した人口及び世帯数は、次のとおりである。

令和八年九月三十日

総務大臣　藤井比早之